

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第6回）議事録

■日時 令和3年11月24日（水）午後1時30分～午後4時28分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、宮越第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、廣江委員、宗方委員、保高委員（一部出席）、渡邊委員

■議事内容

### 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

#### ア 国立印刷局王子工場整備事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスの全9項目について、質疑及び審議を行った。

#### イ （仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観の全6項目について、質疑及び審議を行った。

#### ウ （仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観の全6項目について、質疑及び審議を行った。

#### エ （仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観の全6項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第6回）

速 記 録

令和3年11月24日（水）

Webによるオンライン会議

(午後 1 時 30 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 委員の皆様、こんにちは。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 6 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。宮越部会長、よろしくをお願いいたします。

○宮越部会長 よろしくをお願いいたします。

では、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○宮越部会長 では、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となります。

○宮越部会長 それでは、次第 1 の「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は Web 上での出席となります。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○宮越部会長 なお、審議の進め方についてですが、審議は今回を含めて計 3 回とする予定です。今回の 1 回目と次回の 2 回目で審議を行い、2 回目に審議結果をまとめ、3 回目は総括審議となります。また、事業者の出席は、今回と次回の 2 回となります。本日の 1 回目では、委員の皆様、確認したい点や疑問点などについて質疑を行い、十分に議論していただきたいと考えております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料 1 を御覧ください。「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見となりま

す。

「1 意見書等の件数」は、都民からの意見書 2 件、関係区長は、北区長からの意見 1 件、合計 3 件でした。

「2 都民からの主な意見」は、環境影響評価項目に関して、「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤・水循環」「日影」「風環境」「廃棄物」について意見がありました。一部を御紹介します。

(2) 騒音・振動において、建設機械の稼働や施設の稼働に伴う騒音・振動については、周辺に中高層住宅が多数あることから、予測に際して高さ方向を考慮して示す必要があるという意見がございました。

続いて、(5) 日影において、工事の完了後の施設の存在について、計画地北側の隣接地への影響が懸念されることから、予測内容の拡充を求めるものなどがございました。

続いて、「3 関係区長からの意見」として、北区長からの意見ですが、総論と環境影響評価項目に関して、「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」「水質汚濁」「土壌汚染」「温室効果ガス」について意見がありました。

「騒音・振動」においては、工事車両の走行に伴う騒音の評価結果において、予測した 7 地点のうち 1 地点で環境基準を超過していることから、騒音の低減を要望するものなどがございました。

なお、都民及び関係区長からの意見については、事業者から見解が示されております。見解につきましては、本事業の見解書という冊子に取りまとめておりますので、詳しくはそちらを御覧いただきたいと存じます。

説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、委員の方から御質問等がございましたら、お願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。なお、事業内容、評価書案に係る質問については、この後の事業者の説明の後にお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、次に事業者から各選定項目の予測・評価についての説明をお願いいたします。事業者の方、準備ができましたら御説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、早速、評価書案の御説明をしたいと思いますけれども、先月 26 日に変更届を提出させていただいております。本日におきましては、お手元にあるかと思うのですが、審議用資料の内容で御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、画面共有させていただいて、説明を始めます。

それでは、環境影響評価書案「国立印刷局王子工場整備事業」について御説明いたします。

本事業については、先月 10 月 26 日に変更届を提出いたしましたので、その内容を反映した審議用資料を用いて御説明いたします。審議委員の方々におかれましては、「審議用資料」と書かれたクロス製本の評価書案を御覧ください。なお、変更届は次回の総会で受理報告の予定となっております。

初めに、事業計画の変更内容について御説明いたします。計画建築物の建物最高高さを、事業棟Ⅰは約 31m から約 30m に、事業棟Ⅱは約 30m から約 28m に変更いたしました。予測・評価の項目に関しては、日影図を変更しております。

それでは、評価書案の説明を始めます。1 ページ目を御覧ください。

事業者は独立行政法人国立印刷局、対象事業の種類は「工場の設置」です。対象事業の内容の概略に示すとおり、本事業は、現在、国立印刷局王子工場が操業している事業実施区域内の敷地の一部を東京都北区に譲渡するため、一部の建築物を建替えにより更新し、北区に譲渡予定の敷地に存在する建築物の解体を実施するものです。

12 ページを御覧ください。こちらは現在の王子工場の施設配置図です。斜線部分が解体範囲、赤の破線で囲んだ範囲が北区への譲渡予定敷地です。

14 ページを御覧ください。こちらは工事完了後の土地利用計画図です。将来の工場敷地には、計画建築物として事業棟Ⅰ・Ⅱを建設し、駐車場、緑地、構内道路等を整備する計画です。また、仕上棟の西側に当たる位置に歩行者専用の通用門を設ける計画としております。そのほかの主な建築物や施設等は残置します。

19 ページを御覧ください。こちらは全体立面図です。上が南立面図、下が西立面図となっております。

施工計画について御説明します。32 ページを御覧ください。こちらは全体の工事工程を示したものです。工事の順序としては、Ⅰ期工事として既存の加工棟の解体工事を行い、その跡地に事業棟Ⅰ・Ⅱを建設します。加工棟の解体工事には土壌汚染対策工事を含みます。Ⅱ期工事では、土壌汚染状況調査の後、譲渡予定敷地内の建築物等の解体、印刷棟の解体を行い、あわせて駐車場、緑地、構内道路等の整備を行います。

50 ページを御覧ください。選定項目について御説明します。本事業で選定した項目は、「大気汚染」「騒音・振動」「水質汚濁」「土壌汚染」「日影」「電波障害」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」の 9 項目です。

それでは、建設機械の稼働に伴う大気汚染から順に御説明いたします。116 ページを御覧ください。

予測は、Ⅰ期工事、Ⅱ期工事の2時点で行いました。二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、Ⅰ期工事で0.039ppm、Ⅱ期工事で0.043ppmであり、いずれも環境基準を満足します。寄与率は、Ⅰ期25.7%、Ⅱ期37.0%です。浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、Ⅰ期工事で0.038mg/m<sup>3</sup>、Ⅱ期工事で0.040mg/m<sup>3</sup>であり、いずれも環境基準を満足します。寄与率は、Ⅰ期4.3%、Ⅱ期7.8%です。

93 ページにお戻りください。工事用車両の走行に伴う大気汚染について御説明します。予測は1時点で行いました。予測地点は、御覧の7地点です。左下がNo.1で、時計回りに番号が振っており、No.2が2車線、そのほかは4車線～7車線の道路となっております。

117 ページを御覧ください。二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.034～0.037ppmであり、環境基準を満足します。寄与率は0.1%未満～0.2%です。

118 ページを御覧ください。浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.037mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準を満足します。寄与率は0.1%未満です。

続いて、建設機械の稼働に伴う騒音について御説明します。172 ページを御覧ください。

予測は、騒音パワーレベル合成値、振動レベル合成値が最大となる時点を対象とし、Ⅰ期（解体工事中）、Ⅰ期（建設工事中）、Ⅱ期（解体工事中）の3時点で行いました。建設機械の騒音レベルは、最大値出現地点で70dB～73dBであり、いずれも環境確保条例の勧告基準を下回ります。

173 ページを御覧ください。建設機械の稼働に伴う振動レベルは、最大値出現地点で56dB～69dBであり、いずれも環境確保条例の勧告基準を下回ります。

続いて、174 ページを御覧ください。工事用車両の走行に伴う騒音について御説明します。将来交通量による騒音レベルは60～71dBと予測し、No.2～No.7は環境基準を下回りました。No.1は71dBで環境基準を上回りますが、現況において既に環境基準を上回っており、騒音の増加分は1dB未満です。

175 ページを御覧ください。工事用車両の走行に伴う振動の予測結果です。将来交通量による振動レベルは、昼間で35～50dB、夜間で32～47dBであり、環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を満足しています。振動の増加分は1dB未満～2dBです。

次に、施設の稼働に伴う工場騒音、工場振動の予測結果を御説明いたします。155 ページにお戻りください。音源は、室内に設置するグラビア印刷機、空気圧縮機、主に屋上に設置

する空調機等となっております。

156 ページを御覧ください。振動源は、室内に設置するグラビア印刷機、空気圧縮機となっております。

176 ページを御覧ください。施設の稼働に伴う騒音レベルは、最大値出現地点で 33dB であり、環境確保条例に定める工場・指定作業場に係る騒音の規制基準を満足します。施設の稼働に伴う振動レベルは、最大値出現地点で 24dB であり、環境確保条例に定める工場・指定作業場に係る振動の規制基準を満足します。

次に、「水質汚濁」と「土壌汚染」について御説明します。197 ページを御覧ください。先に土壌汚染状況の調査結果から御説明します。現在、土壌汚染状況調査を実施した範囲は、赤の線で囲んだ範囲となります。調査の結果、六価クロム、砒素、ふっ素で土壌溶出量基準値、鉛で土壌含有量基準値を上回る区画が確認されました。

198 ページは深度方向の調査結果です。砒素、ふっ素で土壌溶出量基準値、鉛で土壌含有量基準値を上回る地点が確認されました。

182 ページにお戻りください。土壌汚染状況調査の地下水の調査結果です。砒素で環境基準及び地下水基準を上回る地点が確認されました。地下水の流向は、地形に沿って計画地北東側の隅田川の方角に向かうと推定されます。確認された区画の下流に当たる東側の区画では基準を下回っていることから、汚染地下水は計画地内にとどまっていると考えられます。

211 ページを御覧ください。土壌汚染の評価の結果です。5 行目後半以降を読みます。この結果については、土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第 116 条、第 117 条に基づき届出を行っています。今後、Ⅰ期工事範囲内で必要な全ての調査を実施し届出を行うとともに、土地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、調査の結果に基づき、汚染拡散防止計画書等を作成し、提出します。この計画書に基づいて、敷地内の土壌汚染対策工事を行うことにより、掘削等による土壌汚染の拡散と地下水への溶出を防止する計画です。計画建築物の建築工事は、土壌汚染対策工事の完了後に着手します。Ⅱ期工事範囲についても、工事前に土壌汚染状況調査を実施し、届出を行うとともに、調査結果に基づき必要に応じた対応を図る計画です。したがって、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考えます。

水質汚濁の評価の内容は、土壌汚染とほぼ同様となりますので、割愛いたします。

次に、「日影」について御説明します。214 ページを御覧ください。こちらは計画地北側敷地境界上の天空写真の撮影地点になります。

217 ページを御覧ください。配慮すべき施設等の分布について御説明します。計画地の北側には保育所が2か所あります。ポピンズナーサリースクール王子が計画地敷地境界から約50m、あい保育園王子が約70mの距離となっています。また、計画地と明治通りとの間の敷地には集合住宅等が分布しています。

225 ページを御覧ください。計画建築物による等時間日影図を示しております。1時間以上の日影が及ぶ範囲は、明治通り沿道の限られた範囲であり、日影規制の対象区域には及びません。

227 ページを御覧ください。天空写真を撮影した主要な地点における日影時間の変化を示したものです。日影時間は、冬至日に約3時間増加しますが、夏至日、春秋分の増加はなく、年間を通しての日照は確保されていると考えます。

次に、「電波障害」について御説明します。238 ページを御覧ください。北西側に黄色で示した範囲が東京局圏域局の遮蔽障害予測範囲、南東側に青色で示した範囲が浦和局圏域局の遮蔽障害予測範囲です。計画敷地内に障害予測範囲が収まる東京局広域局と衛星放送は表示しておりません。反射障害は生じないと予測しました。

240 ページを御覧ください。「評価の結果」の7行目後半から読みます。浦和局圏域局の受信状況の調査では、調査地点の半分以上が受信不良または受信不能でしたが、これは本地域が浦和局の放送エリア外であることから、安定した受信が難しい地域であるためと考えられます。こうした現状も踏まえながら、計画建築物に起因して地上デジタル放送の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施し、影響を解消します。また、衛星放送の遮蔽障害は、いずれも計画地内に収まると予測するため、計画地周辺でテレビ電波の受信障害を起こさないと考えます。したがって、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足すると考えます。

次に、「景観」について御説明します。251 ページ以降に予測写真を掲載しておりますので、幾つか御覧いただきます。こちらは、左が王子駅前歩道橋、右が王子駅南口ロータリーからの眺望の状況です。

254 ページ、255 ページを御覧ください。左が計画地北側の溝田橋歩道橋からの眺望の状況、右が王子駅前公園からの眺望の状況です。

256 ページ、257 ページを御覧ください。左が高さ約80mの北とびあ展望ロビーからの眺望の状況、右は飛鳥山公園からの眺望の状況です。飛鳥山公園からは計画建築物は見えません。

260 ページを御覧ください。「評価の結果」を読みます。主要な景観の構成要素の改変の程



度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度については、本事業による改変は建替え工事であり、新築する計画建築物は最高高さ約 30m で、計画地内の既存建築物及びその周辺の建築物の高さと同程度であるため、地域景観の特性の変化はほとんどないと予測します。あわせて、計画地南側の石神井川との敷地境界付近に緑地を配置し、石神井川と調和した良好な景観づくりを図ります。したがって、評価の指標とした「まちなみの調和を図るとともに、石神井川の景観と調和した良好な景観づくり」を満足すると考えます。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、建替え後の計画建築物による大きな眺望の変化はなく、現状のまちなみを変化させるものではないと予測します。したがって、評価の指標とした「まちなみの調和に配慮した景観づくり」を満足すると考えます。

次に、「廃棄物」について御説明します。281 ページを御覧ください。解体工事及び建設工事に伴う廃棄物排出量は、解体工事で約 4 万 7,594t、建設工事で約 397t、合計約 4 万 7,991t と予測します。廃棄物等は分別を徹底し、東京都建設リサイクル推進計画に示される平成 32 年度の目標値を踏まえて、可能な限り再資源化を図る計画です。再資源化率は約 98% と予測します。

284 ページを御覧ください。「評価の結果」の 7 行目以降を読みます。建設汚泥の排出量は約 4,093t、建設発生土の排出量は約 5,511m<sup>3</sup> と予測します。建設汚泥及び建設発生土については、基準不適合の物質が含まれる可能性を否定できないことから、再利用は考えないものとしますが、汚染範囲が明確化された場合は、その他の建設汚泥及び建設発生土と混同しないように管理を行い、それぞれ適正に処理を行う計画といたします。解体予定建築物に使用されている石綿含有建材については、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」等に基づき、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）または石綿含有産業廃棄物として、飛散防止措置の下、適正に除去し、処理を行う計画です。また、運搬までの間は袋詰め等の対策を講じた上で、他の廃棄物と分別して保管し、運搬、処理・処分に当たっては、許可を得た業者に委託して行う計画です。また、フロン類を使用する設備機器の廃棄に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に定める方法に従い、許可を得た業者にフロン類を引き渡したことを引取証明書により確認し、処理・処分します。したがって、評価の指標とした「関係法令に示される事業者の責務」を果たし、『東京都建設リサイクル推進計画』に示される平成 32 年度の目標値」を満足すると考えます。

次に、「温室効果ガス」について御説明します。291 ページを御覧ください。初めに、予測方法について説明いたします。

工事完了後の工場（計画建築物及び残置建築物）では、現王子工場と同程度の製造量を計画していますが、解体する建築物では電力と都市ガスを併用しているのに対し、計画建築物では電力のみを使用する計画としていることから、電力と都市ガスの使用割合が変わることとなります。工事完了後の工場（計画建築物及び残置建築物）の温室効果ガス排出量は、計画建築物及び残置建築物のエネルギー使用量に二酸化炭素排出原単位を乗じて予測しました。計画建築物のエネルギー使用量（電力）は、類似の省エネルギー性能を持つオール電化の建築物のエネルギー使用量（電力）の実績を基に、延床面積当たりの原単位を求め、計画建築物の延床面積を乗じて算定しました。ただし、類似の建築物には食堂がないことから、計画建築物の食堂で調理に用いるエネルギー使用量（電力）については、事業計画によりました。残置建築物のエネルギー使用量（電力及び都市ガス）は、現在の使用量と変わらないものと設定しました。また、削減の程度については、現王子工場の二酸化炭素排出量と比較し予測しました。現王子工場の二酸化炭素排出量は、現王子工場のエネルギー使用量（電力及び都市ガス）の実績に二酸化炭素排出原単位を乗じることにより算定しました。

293 ページを御覧ください。工事完了後の工場からの二酸化炭素排出量は約 3,130tCO<sub>2</sub>/年、比較の対象とする現王子工場からの二酸化炭素排出量は約 3,225tCO<sub>2</sub>/年です。二酸化炭素排出量削減量は約 95tCO<sub>2</sub>/年、削減率は約 2.95%と予測します。

以上で「国立印刷局王子工場整備事業」評価書案の事業者説明を終わります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について、委員の方から御質問や御意見等はございますでしょうか。お願いいたします。いかがでしょうか。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 御説明ありがとうございます。

では、私のほうからは、都民の意見と全く同じなのですが、本事業は、一番心配なのが、長い期間、解体及び建設の工事が行われるわけですが、もちろん規制は地上 1.2m で評価されるというのは十分理解しているのですが、この地点を現地視察させていただいたときも申し上げましたが、隣接する中高層建物があまりにも多いので、1.2m 評価で 70～73 であるというだけで十分な対策が行われていると言い切るのはかなり厳しいと思います。もちろん対策もかなり厳しいのは分かっておりますが、私からお願いしたいのは、仮囲い 3m を超えるような最も近いところで最大どれくらいになるかというのをあらかじめきちっと把握しておくことと、住民との意見交換をする窓口を設けて、十分な説明を常に行っていたきた

いということですので、特に1点目の、仮囲いの上に行く音が最大でどれくらいあるかというのを予測していただくことはできるでしょうか。それだけお伺いしたいです。

○宮越部会長 事業者の方、お願いいたします。

○事業者 お答えさせていただきます。予測につきましては、予測いたしまして、次回までに御報告したいと思っております。

○廣江委員 特に申し上げたいのは、お互いかなり厳しいのは確かなのです。対策するもの、では仮囲いを10m、20m上げるかというのは不可能な対策ですが、常にどういう音の影響があるかというのを理解しつつ、必ず住民の意見や苦情あるいはコメントに対して常に窓口を持って、そこで真摯に対応していただきたいということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。

○宮越部会長 では、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 今御説明を伺いまして、幾つかもう少し説明していただきたいことがあって、説明をお願いしたいと思います。私のほうの読み込みが足りないのかもしれないのですが、まず、温室効果ガスの削減量が、現状と比較して2.95%ということで、これは東京都の計画ですとか国の計画からすると非常に野心的ではない削減率ということになるかと思えます。ただ、オール電化にされるということなので、電力供給に依存するところが非常に大きいと思うのです。太陽光発電等も中で設置されるということなのですが、自前で供給できるものと外から買電、買ってくるほうとの割合がどのくらいになるということも予測されているのかということをもう一度詳細に御説明いただきたいということと、買電する先として、例えば化石燃料ではなくて、再生可能エネルギーを中心とした供給をしているようなところから買電すればもう少し削減することができると思うのですが、その辺りどのようにお考えになられているのかというところを御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○事業者 3%程度でということですが、こちらのほうにつきましては、新たな事業を起こすとかそういうところではなくて、現状のものがそのまま引越すというような形になっておりまして、建物だけが新しくなったというような形のものでございまして、大幅な削減にはなっていないというのが現在のところでございます。国立印刷局としましては、国の定めていた方針に伴いまして温室効果ガス削減を進めていく状況でございまして、一応今

年度につきましては、そちらのほうの変更等を行わないという見込みになっておりまして、今までの旧のほうの基準といったところで進めていたということが現状でございます。この後、国の基準が変わってというところになりまして、これからそちらについての検討というのがされるような形になっておりまして、印刷局としては、この事業単体ということではなくて、印刷局全体ということでの削減方針を定めていく形になっておりまして、それにのっとり努力をしていくというような流れになってございます。この事業単体ということでは大変申し訳ない部分はあるのですけれども、粛々と継続して努めていくというような考え方でございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。今の御説明ですと、国の方針が変わればもう少し深掘りしていく可能性もあるということと、あとは印刷局全体として削減に努めるので、単体の削減で大幅な削減をするわけではないという御説明だと思うのですけれども、そういうことになりましたら、別に今日でなくても構わないのですけれども、全体としてどういう方針を持っておられて、単体の削減がここにとどまっていることが正当化されるのかどうかということについて御説明いただければと思います。

また、先ほど伺いましたように、自家発のところもあると思いますので、自家発、太陽光発電で利用される部分と買電される部分の割合というのは、計画の時点でもお示しいただければと。変わるところだとは思いますが、お示しいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 確認なのですけれども、「ばい」電と言われているのは、売るということ。それとも、購入？

○渡邊委員 購入です。電力供給のほうです。

○事業者 買い取るほうというか、支払っているほうということですかね。

○渡邊委員 そうです。つまり、オール電化にされるということは、供給元がどういう電源構成にしているかによって排出量は変わってくると思いますので。つまり、間接排出になるということですね。なので、売るほうではなくて買うほうについて、どのような計画をお持ちなのかということをお示しいただきたいということと、それから、せっかく太陽光をやられるのであれば、そこは排出量がかなり減ると思いますので、そこを買ってくる部分との割合というのを、概算でもいいので、お示しいただければと思います。今日でなくて全然構いません。

○事業者 太陽光につきましては、本事業ではしないという形になっております。既に王子

工場のほうでは太陽光発電が設置されているというところであります。

○渡邊委員 なるほど。そうすると、王子工場で現在行っておられる太陽光発電の供給量というのはもう分かっているということですね。

○事業者 それはデータを頂ければ分かりますので。

○渡邊委員 分かりました。そうしたら、もうそこで賄える部分と買ってこななければいけない部分というのは明らかにできるということですよ。

○事業者 そこは一応、買っている部分と太陽光発電をしている部分、そこは出るかと思えます。

○渡邊委員 では、そこをお示しいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。私からは以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等がございますか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 3点ほどあるのですけれども、1点は、今回、「審議用資料」というのを作成いただいたのですけれども、これは今までの中であまりなかったなと記憶しているのですが、その意図を教えてくださいとありがたいなと思いました。何か理由があって、それを考慮しなければいけないのか、何かあればと思いました。

2点目が、変更届を出されていたと思うのですけれども、その変更届と今回の審議の関係について教えてくださいとありがたいなと思いました。

もう1点は、廃棄物の分野なのですが、280ページで、建設汚泥と建設発生土に関して、汚染土壌の可能性があるということで、再資源化等のことの定量的な検討は行われていないというふうに読んでいるのですけれども、この点で、発生量全てに対して全く今検討していないのか、例えば、今であればある程度、土壌汚染の項目でも説明があったとおり、範囲、面積と深さ方向の最大量というのは何となく分かるのかなと思うのですが、それとそうではない部分とを分けて予測・評価を行っていくことができるのかできないのか。できるのであれば、やはりやったほうがいいのかと思うのですけれども、そういった点について御見解を教えてくださいませんか。

以上3点です。お願いします。

○事業者 まず、審議用資料ですね。こちらにつきましては環境局とも御相談をさせていた

だいたところでございます。一応、冒頭で御説明させていただいているところなのですが、事業棟のほうの高さ、こういうところが変更という形でさせていただいてございます。今まで計画のところからうたっていました 31m、事業棟Ⅰ、事業棟Ⅱにつきましては 30m というところだったのですけれども、今回、都の御理解というところで、こちらのほうで、今まで使っていました評価書案とか数字、それと住民説明会のほうで中高層のほうの関係の説明をしまして、変更後の数字というところで、基本的なところで過去の数字が出てきてしまったというところがありまして、環境局と御相談して、中高層で出された数字のほう、変更後のほうですね、そちらに合わせたほうがよろしいのではないかという話がございまして、そちらのほうに統一するという形で変更届を提出させていただいてございます。それに伴いまして、変更届で変更した部分を「審議用資料」というところで差し替えたものということでお手元にお渡しさせていただいております、変更届と比べるところがないような形でいうところで、今回、「審議用資料」ということで提出させていただいてございます。

それから、土壤汚染につきましては、現在まだ調査中という段階でございます。ですので、最終的に結果が出ないと拡散防止計画等をつくれなような状況ではございますので、どれだけの量が汚染土になるかというところはまだ不確定な状態ではございます。そういうところはまだ確定していないというところがございます、完全に分離した評価はまだ行われていないというところがございます。

まだ調査は全部終わっておりませんで、深さの方向についてもまだ全部の調査が終わっておりませんで、汚染土と汚染土以外ということで量を出すというのはちょっと難しい状況になっております。

○池本委員 ありがとうございます。

また 2 点ほど確認させていただきたいのですが、1 点目は、日影の関係で高さの変更があって、変更届と今回の「審議用資料」というのは理解しました。それで、変更に至る経緯について、地元の方との御説明とかも行いながら進められてきたと思うのですけれども、そういったところでの説明のときの雰囲気、ニュアンスとか、そういったところを差し支えない範囲で教えていただけたらありがたいと思いました。

もう 1 点が、先ほどの土壤汚染と廃棄物の関係で、現時点では深さ方向が特定できないからということで、厳しいということは理解しました。スケジュール的に、これが評価書になるときまでに間に合うスケジュールでそういったところが明らかになるのか、またその先になるのかというところを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○事業者 まず、高さ方向のほうのお話ですけれども、もともとの計画書、それから評価書案を作っている段階におきましては、最初に計画した高さというところで進めていたところでございます。その後、住民説明会の中高層に係る説明の時点では、ある程度設計で高さが見えてきたというところで、その設計の高さというところで住民のほうには御説明している。ただ、環境アセスのほうとしましては、予測等が計画のほうの高さですので、アセスのほうの高さということで住民の方々には説明させていただいております。なので、住民説明会では高さが2通りあったというところもありまして、そういうところを受けて、質問で2通り出てきてしまったというところがございます。そういう流れでございます。住民説明会につきましては、高さ方向につきまして、そういうところで質問等が確かにございまして、そちらにつきましては、個別対応と言ったらあれなのでしょうけれども、その質問を出している住民の方々については個別の説明会、中高層、建築に関わる方向というところで説明はさせていただいている状況でございます。そちらにつきましては、何度か繰り返しているところはございます。一応今、形としては進めていますよというところがございます。

それと、土壌汚染になりますけれども、こちらは、一応私どものほうで言って、その3ぐらいまでに分けて提出されるかなという予測になっておりまして、その1というところが既に形質変更時届出ということで確定した時点でございます。その次としているところの2、3というところを今調査中ということでございます。結果的なところが出てくる時点となりますと、評価書提出のときにはまだかかっていないところになるかなという予測でございます。

○池本委員 ありがとうございます。前者のほうはちょっとデリケートな部分もあるのかなとは思っているのですけれども、事業者として精いっぱいやっているというところのぎりぎりのところできっとお話しされるのかなと思うので、その辺りのニュアンスがどうかというのが気になって御質問させていただきました。

後者のほうは、スケジュール感は理解しましたので、そうなると、あとは事後調査などでの対応になっていくと思いますので、そちらのほうで分かりやすくまとめていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等がございますか。

現在まで「騒音・振動」「廃棄物」「温室効果ガス」についての質問を主に頂いています。そのほか、本件では選定項目として「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「日影」「景観」「電

波障害」がありますが、これらについて御意見、御質問をお願いいたします。

では、私から質問させてください。残置する地下躯体について教えていただきたいことがあります。まず、評価項目ではないのですけれども、「地盤」と「水循環」の観点から御質問させていただきます。以前の総会において、本件諮問の際に、地下構造物を残置させる目的について私は質問させていただいたと思います。その際に事業者の方の御回答では、近隣に対する振動・騒音の低減の観点から地下躯体の一部を残置するというふうに御回答いただいたと記憶しています。ただ、本評価書案を見てみると、評価書案 55 ページに、地下躯体の一部は山留壁として利用して、地盤変形や地下水湧出を抑制するということが記載されています。これも残置させる目的ではないかと思いますが、私の理解は正しいでしょうか。また、55 ページには、この残置する地下構造物が強度と止水性に優れるというふうに記載されています。これは一般論としてなのか、もしくは事前に何かしらの確認、調査などを行っていて、根拠があることなのか教えてください。この地下構造物建設からおそらく時間がかなり経過していると思いますので、念のためにお尋ねさせていただきました。

次に、土壌汚染と水質汚濁の観点から、これら汚染が確認された地点と残置する地下躯体の対応関係について教えてください。残置する地下躯体に何かしら汚染拡散防止の機能を期待するのであれば、残置する場所や遮水性について、より丁寧な説明や、より慎重な評価が必要になるのではないかと思いますので、御質問させていただきました。お願いします。

○事業者 地下の躯体残しというところにつきましては、言われたとおり、こちらのほうの強度と止水効果というのは期待できるということで残されていることはあるかと思います。実際に今残そうとしているのが、加工棟の地下の躯体部分になっておりますので、確かに強固なものになっておりまして、それをそのまま残して、いじらないというような考え方になってございます。そういう意味では、そこを解体してしまうとかなり大がかりな振動等も起きますので、そういうところも含めてこれを残していくというような考え方になるかと思っております。

あと、地下水の関係というところになりますけれども、こちらのほうはなかなか回答が難しいかなというところがございます。拡散防止計画としてどのようなやり方をするのかというのにもまだ見えていないというところがあります。ただ、実際汚染されているのは地下の躯体の下の部分となっておりますので、どのようなやり方があるのかというのは、これから専門家の方と御相談してのお話になるのではないかと思います。回答ということでは、この場ではちょっとできないかなというところで、申し訳ございません。



既存の地下躯体によって地下水の汚染の拡散を防止するということは考えておりません。その機能は期待してはおりません。

○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。拡散防止の機能は特に現時点では期待していないということですね。分かりました。ありがとうございます。

関連してもう1点教えていただきたいのですけれども、見解書の中で、地下水の汚染について都民の方からの御意見に対する事業者からの回答で、モニタリングを行いますという旨が書いてあったと思うのですけれども、モニタリングについて評価書案の中では全く記載がないと思うのですが、何かしら計画とかがあるのであれば教えていただきたいと思いました。

○事業者 モニタリングにつきましては、拡散防止計画で正規にやるかどうかは未定のような状況ではございますので、事後調査で任意という形で盛り込もうと考えてございます。ですので、まだ何本どこに設置するのかというのは設定されておらない状態なのですけれども、少なからず今明確になっている地下水の下流域のほうには観測井戸を設けてモニタリングをしたいということで、事後調査計画のほうに盛り込むというふうに考えてございます。

○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。

委員の皆様から御意見、御質問等はございますでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 関連して教えていただきたいのですが、多分資料編を見れば分かるのですけれども、今手元になくて申し訳ありません。譲渡予定地の範囲の解体とか、地下構造物の関係とか、そういったところは今回の評価書ではどのような扱いになっているのでしょうか。

○事業者 事業者から回答させていただきます。譲渡敷地のほうにつきましては、先ほど説明させていただいたパワーポイントのⅡ期工事というところが、譲渡敷地に関わる工事という形になってございます。譲渡敷地のほうにつきましても土壌汚染調査を行って、その結果によって対応を考えるという流れで考えてございます。一応今ある建物の基礎まで取って、更地にして、譲渡敷地については北区へお渡しするというようなお約束と聞いてございますので、そのような対応を取っていくということでございます。

○池本委員 ありがとうございます。そうすると、数量的にも全て今見込んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 廃棄物の量ということですね。

○池本委員 そうです。

○事業者 はい、そうです。地下の部分も含めて予測しております。

○池本委員 分かりました。ありがとうございます。

○宮越部会長 ほかに御意見、御質問等はございますか。

では、ほかに御発言がないようですので、この件の審議は終わりたいと思います。

事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は退室してください。

(事業者退室)

○宮越部会長 それでは、引き続き、次第 2 の「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(北地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

なお、「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画」の環境影響評価書案の審議は、このほかに中地区、南地区の評価書案がありますが、案件ごとに別の事業者が申請していますので、それぞれの事業者との質疑応答が十分に行えるように、3 案件一括ではなく、北地区、中地区、南地区の順で審議を進めさせていただきたいと考えております。

それではまず、「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(北地区)」の事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○宮越部会長 本件の審議の進め方について御説明させていただきます。審議は今回を含めて計 3 回とする予定です。今回の 1 回目と次回の 2 回目で審議を行い、2 回目に審議結果を取りまとめて、3 回目には総括審議となります。また、事業者の参加は、今回と次回の 2 回になります。本日の 1 回目では、委員の皆様、確認したい点や疑問点などについて質疑を行い、十分に議論していただきたいと思いますと考えております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

ではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局、下間から資料 2 を御説明させていただきます。資料 2 を御覧ください。

資料 2 は「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(北地区)」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見をまとめたものになります。

意見書の件数ですが、都民からの意見はございませんでした。関係区長からの意見は、千代田区長、中央区長及び港区長の 3 件がございました。

1 件目として、千代田区長からの意見を要約して御説明いたします。

(1) 大気汚染。工事用車両の走行に伴う窒素酸化物等の大気汚染を防止するため、最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップ実施等のことについて意見がございま

した。

(2) 騒音・振動。工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための対策及び通過ルートについて関係機関と十分に協議し、周辺の交通渋滞及び騒音の防止に努めるようにとの意見がございました。

(3) 日影、(4) 電波障害、(5) 風環境については、評価書案のとおり対応していただきたいとの意見がございました。

(6) 景観については、千代田区都市計画マスタープランに即した建築計画となるように検討されたい。また、計画が進むことによって、引き続き景観の協議に努めてほしいとの意見がございました。

2件目の意見として、中央区長からの意見を要約して御説明いたします。

(1) 大気汚染。工事の施工中、建設機械の稼働に伴い二酸化窒素濃度が環境基準を上回っていることから、建設機械の集中稼働を避けた計画的かつ効率的な作業及び不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等、十分な対策を講ずるようにとの意見がございました。

(2) 騒音・振動。建設機械の稼働に伴う騒音・振動について、計画地周辺では同時期に多数の開発事業が輻輳することから、建設機械の騒音・振動のさらなる低減に努めるようにとの意見がございました。また、工事の実施については、計画的・効率的な運行管理を徹底し、車両運行に伴う工事工程の平準化に努めることで、道路交通騒音の低減により一層努めていただきたいとの意見がございました。

(3) その他としまして、計画地周辺は同時期に多数の開発事業が輻輳することから、工事用車両の通行ルート等、関係機関と十分に協議し、工事用車両の集中の抑制、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保及び、工事の実施に当たっては、工事用車両及び関係車両が公道で待機することのないよう、計画的な施工管理を徹底していただきたいとの意見がございました。また、「中央区中高層建築物の建設計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、関係者に対する十分な事前説明、また、この事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応できるようにとの意見がございました。

最後に、港区長からの意見を要約して御説明いたします。

まず初めに、総論といたしまして、環境影響評価書を作成する際は、本計画について区民が理解しやすいものとなるように、また、計画地周辺の住民及び関係者等の意見・要望等について真摯に対応していただきたいとの意見がございました。

次に、評価項目に関する意見としましては、(1) 大気汚染。建設機械の稼働や工事車両の

走行に伴う窒素酸化物等、大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリングストップの確実な実施等、一層の低減に努めていただきたいとの意見でございました。

(2) 大気汚染、騒音・振動、その他としまして、建設作業及び工事車両について、騒音・振動、粉じん等、周辺環境に与える影響を低減するような適切な対策を講じていただきたいとの意見でございました。

(3) 電波障害については、電波障害が生じることが明らかになった場合、速やかに受信障害を受ける人に情報提供するとともに、適切な対応と電波障害等の問合せに丁寧に対応していただきたいとの要望でございました。

(4) 風環境。敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるよう、十分な風対策を講じていただきたいとの意見。ビル風軽減策の検討に当たっては、防風植栽以外にも総合的に検討することへの意見でございます。また、防風機能を満足するような樹木等の選定及び適切な植栽の維持管理を行うことへの意見でございました。また、近隣住民等からのビル風に対する苦情等には、丁寧かつ対策を講じることへの要望、意見がございました。

環境影響評価書案に係る見解書において事業者の見解が記載されておりますので、詳細はそちらを御覧いただければと存じます。

説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から御質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、次に事業者から各選定項目の予測・評価について御説明をお願いいたします。

○事業者 それではまず、評価書案の概要につきまして御説明させていただきたいと思えます。評価書案の本編を使って説明していきたいと思えます。

1 ページを御覧ください。事業者は、株式会社帝国ホテル及び三井不動産株式会社ということになっております。

計画地の位置につきましては6ページを御覧ください。計画地は、図の中央、太線で囲った範囲で、東京都千代田区内幸町一丁目1番1号ほかの位置です。東側にはJR東海道新幹線・在来線、西側には日比谷公園があります。計画地近傍には東京メトロ千代田線・日比谷線の日比谷駅、都営三田線の内幸町駅がございませう。

次に 8 ページを御覧ください。計画地内には現在、帝国ホテル本館、帝国ホテルタワー、駐車場棟が建っております。

計画建築物の配置計画につきましては 10 ページを御覧ください。現在の帝国ホテル本館の位置に新本館を、帝国ホテルタワーの位置にノースタワーを建設する予定でございます。

次に 11 ページを御覧ください。これは南側から見た断面図になります。向かって左側が新本館、向かって右側がノースタワーとなります。最高高さは、新本館が地上約 145m、ノースタワーが地上約 230m となります。新本館は宿泊施設、ノースタワーは低層部に商業施設、高層部にオフィス、宿泊施設を整備予定でございます。

次に 14 ページを御覧ください。表 5.2-1 に計画建築物の概要を示してございます。区域面積は約 2.4ha、延床面積は約 42 万 m<sup>2</sup>、駐車場台数は約 900 台を整備する予定でございます。

駐車場の出入口と関連車両の走行経路につきましては 16 ページを御覧ください。関連車両は計画地の東側や西側からの出入りとなります。及び北側の出庫を計画しています。

次に 23 ページを御覧ください。施工計画になっております。工事はⅠ期、Ⅱ期に分けて段階的に実施する計画であり、全体で 13 年を予定しています。Ⅰ期工事は令和 6 年度（2024 年度）から計画地東側の帝国ホテルタワーの解体工事から始めて、その後、ノースタワーの建築工事に移り、工事完了は令和 12 年度（2030 年度）を予定しております。Ⅱ期工事は令和 13 年度（2031 年度）から計画地西側の帝国ホテル本館の解体を始め、その後、新本館の建設工事に移り、工事完了は令和 18 年度（2036 年度）を予定しております。

工事用車両の主な走行ルートにつきましては、28 ページ、29 ページを御覧ください。Ⅰ期工事の工事用車両は、計画地の北側と東側から出入りする計画です。また、Ⅱ期工事のうち、新本館側の工事につきましては、工事用車両は計画地の北側と西側から、駐車場棟の解体工事時につきましては、計画地の東側から出入りする計画でございます。

以上が概略の計画でございます。

続きまして、環境影響評価項目について御説明いたします。42 ページを御覧ください。本事業の位置は特定の地域に該当しますので、特定の地域における事業となることから、御覧の表の評価項目から「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」の 6 つを選定いたしました。

上から順に説明させていただきますと、「大気汚染」については、1 つ目として、工事の施行中における建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度に関して予測・評価を行いました。2 つ目は、同じく工事の施行中における工事用車

両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度に関して予測・評価を行いました。3 つ目でございますけれども、工事完了後でございます。関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度に関して予測・評価を行っております。4 つ目ですけれども、これも工事完了後になります。地下駐車場利用の車両に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度に関して予測・評価を行いました。以上が大気汚染における予測・評価項目でございます。

次に「騒音・振動」でございます。1 つ目は、工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動に関して予測・評価を行いました。2 つ目は、同じく工事の施行中における工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関して予測・評価を行っております。

次に「日影」でございます。1 つ目は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度に関して、2 つ目は、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などにおける日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度に関して予測・評価を行っております。

次に、「電波障害」につきましては、計画建築物の設置によるテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害に関して予測・評価を行っております。

次の「風環境」につきましては、平均風向、平均風速、最大風速などの突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度に関して予測を行っております。

最後に「景観」です。1 つ目は、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度。2 つ目は、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度。3 つ目は、圧迫感の変化の程度。この3 つに関して予測・評価を行っております。

なお、「史跡文化財」につきましては、計画地近傍にデータベース上で文化財等が存在しないこと、千代田区立日比谷図書文化館文化財事務室により、計画地内は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないとの回答が得られていることから、環境影響評価の項目として選定いたしませんでした。しかし、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合には、関係機関と協議の上、対応していく予定でございます。

次に、選定した項目の環境に及ぼす影響の評価の結論でございます。ページは戻りまして2 ページを御覧ください。

初めに「大気汚染」についてでございます。

1 つ目は、建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度でございます。二酸化窒素の濃度につきましては、I 期、II 期ともに環境基準を上回

り、建設機械の稼働に伴う寄与率は、Ⅰ期が43.6%、Ⅱ期が48%となりました。また、浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を満たし、建設機械の稼働に伴う寄与率は、Ⅰ期が14.6%、Ⅱ期が17%です。工事の施行に当たりましては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業や最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、影響の低減に努めます。以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいのですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考えております。

2つ目は、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度についてです。二酸化窒素の濃度につきましては、Ⅰ期、Ⅱ期ともに環境基準を満たし、工事用車両の走行に伴う寄与率は、Ⅰ期が0.2%、Ⅱ期が0.1~0.2%です。また、浮遊粒子状物質の濃度も環境基準を満たし、工事用車両の走行に伴う寄与率は、Ⅰ期、Ⅱ期ともに0.1%未満となっております。

3つ目は、関連車両の走行についてでございます。関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度です。二酸化窒素につきましては環境基準を満たし、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満です。また、浮遊粒子状物質の濃度も環境基準を満たし、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。「大気汚染」の4つ目は、駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度です。二酸化窒素の濃度につきましては、環境基準を満たし、駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は6.3%です。また、浮遊粒子状物質の濃度も環境基準を満たしております。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.5%です。

次に「騒音・振動」でございます。

1つ目は、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動でございます。建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、計画地敷地境界において、Ⅰ期解体では最大83dB、Ⅰ期建設では最大77dB、Ⅱ期解体では最大83dB、Ⅱ期建設では最大78dBであり、いずれも勧告基準を下回ります。また、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、計画地敷地境界において、Ⅰ期解体では最大69dB、Ⅰ期建設では最大68dB、Ⅱ期解体では最大69dB、Ⅱ期建設では最大67dBであり、いずれも勧告基準値を下回ります。

2つ目は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動です。工事用車両の走行に伴う道

路交通の騒音レベルは、Ⅰ期、Ⅱ期ともに昼間で63～67dBであり、環境基準を満たしております。また、工事用車両の走行に伴う道路交通振動につきましても、Ⅰ期昼間は29～40dB、夜間は27～36dB、Ⅱ期は昼間で30～41dB、夜間で27～36dBであり、規制基準値を下回っております。

次に4ページを御覧ください。

「日影」については、計画地は都市計画法に基づく特定街区の計画をしていますので、日影規制の適用は除外されます。しかし、計画地の西側に日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、日影規制を評価の指標としたところ、日比谷公園に生じる日影は3時間未満であり、日影規制を満足する結果となっております。

次に「電波障害」についてです。計画建築物により、地上デジタル放送については遮蔽障害及び反射障害が、衛星放送につきましてもは遮蔽障害が生じると予測しますが、計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消するものと考えております。

「風環境」については、計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、領域Aや領域Bでございます。計画建築物建設後は、適切な防風対策などを行うことで、一部において建設前に比べて領域の変化が見られますが、全ての点において中高層市街地相当の風環境である領域Cの中に収まっている結果になってございます。

最後に「景観」についてでございます。

1つ目は、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度でございます。主要な景観の構成要素は、現在では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園などであり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じですので、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測しております。

2つ目は、代表的な眺望地点からの眺望の変化です。近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されます。中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画されている高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測しております。

「景観」の3つ目は、圧迫感の変化の程度でございます。工事の完了後の計画建築物の形態率は7.7～42.5%であり、現状と比較して1.2～12.4ポイント増加しますが、計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測しております。



以上、簡単ではございますが、環境影響評価書案の概要について御説明させていただきました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの事業者の方からの説明について、委員の方から御質問や御意見等がございますでしょうか。発言される際は、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から1点よろしいでしょうか。この北地区だけではなく、この後に取り上げる中地区、南地区とも関係することなのですけれども、都民の方からの御意見とも関連していると思うのですが、今、事業者の方が異なるので3つに分かれてというのは、制度上こういうものだという事は理解しているのですけれども、確かに都民の方からの御意見のように、とはいえ、日比谷公園とかから見ると3つが一緒になって見えるだろうということは、私もその御意見はもつともだと思えます。こういったことは恐らく、事業者の方同士のコミュニケーションであったり連携であったり、例えば事業計画の調整とか、そういったこととも関連すると思うのですが、そういった3つの計画の中で、事業者の間で情報交換をしたり、調整したりといった、そういった仕組みはあるのですか。あれば教えてください。

○事業者 この事業は、事業者も敷地も確認申請等々もいろいろ異なるので、別アセスということで進めさせていただいておりますけれども、この3事業者が連携しながら調整していくという会議体がございます。それは恐らく今後も続いていくと思えますし、その会議体というのはアセスの話だけではなくて、建築とか都市計画とか、いろいろなことを話し合う会議体があるのですけれども、その中でアセスの話も取り上げて、調整していこうと思っております。都民の意見の中で、3地区一緒に見えるから——例えば風とかもそうですけれども、1地区だけではなかなか対応ができないようなところもあると思えますので、そういうところを中心に、3地区連携して今後調整していこうと思っております。

○宮越部会長 ありがとうございます。よく分かりました。今後この計画を進めていく中でも、都民の方から新たな御意見や御指摘があると思うのですけれども、そういった御指摘とかも、この3つの事業者間で共有して、また、その解決についても、事業者間で調整して解決を図っていくという理解でよろしいですか。

○事業者 どこまで調整できるかというのは、実際に調整を始めてみないと分からないところもございますけれども、それに向けて努力はしていくということでございます。

○宮越部会長 連携してということですね。

○事業者 はい。

○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。

委員の方から御質問、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 御説明ありがとうございます。今の宮越部会長の意見と全く同じなのですが、この3つの地区は全てにおいて工事用車両や工事の時期がかなりの部分で重なっていると思います。どの箇所からの音が対象になって苦情が出るか、あるいは都民から意見が出るかというのは、はっきり言って分からないのですね。お願いしたいのは、私も同じで、この3事業体が連携を取って、音・振動に対する窓口を設けるということは可能でしょうか。特に、音はどこから鳴りましたかと分からないときに、南か北か真ん中か分からないから苦情を言わないというのではなく、恐らくあそこのどこからしたはずだ、何とかしてほしいという意見もあり得ると思うので、そのときに、結局どこからか分からないから対策ができないとか、そういう対応ではなく、できれば3グループが一体となって、可能性としてはここが大きいからこういうふうにしようとか、どこからか分からないが、3事業体が連携して対応しますとかという真摯な対応を取っていただけると、そういう苦情等も減るし、音に対する対策にもなると思いますので、ぜひお願いしたいのですが、そういうことは可能でしょうか。

○事業者 窓口を一本化するのか、それとも3つに分けるのか、そこら辺のことはまだ正直、今、騒音とか、工事の話だと思うのですけれども、今後、施工者が決まってみなければ分からないというところなのですけれども、窓口を1つにするか3つにするか、いずれにいたしましても、仮に3つにしたとしても、ある程度の情報連携というのはしていくことになります。その旨、今回、評価書案の騒音・振動や大気のところの保全措置の最後のところに、調整、連携していきますと書かせていただいております。例えば大気汚染の保全措置のところ、評価書案、北地区、103ページです。これにつきましては、「建設機械に関する保全のための措置」「工事用車両に関する保全の措置」の最後の「・」のところですが、「工事の実施にあたっては、近隣計画」——近隣計画というのは、お隣の計画です——「との調整、連絡を行い、その内容については、事後調査報告書において報告する。」と書いてあります。「調整、連絡を行い」と書いてありますので、ここで宣言したとおり、少なくとも連絡なり調整は行っていくのかなと考えております。

○廣江委員 同じことを書いていらっしゃるということですね。

○事業者 はい。騒音・振動は160ページですね。

○廣江委員 160 ページですね。

○事業者 騒音・振動のほうは。

○廣江委員 分かりました。ぜひそこら辺よろしく願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 ありがとうございます。宮越先生と廣江先生と似たような話になるのですが、3 事業が似たようなスケジュールで行っていく中で、今回、見方としては、単体の事業で行って、影響がどうなるかというのをそれぞれで見ているという理解でいいのかなと思うのですが、たしか総会のときにも私、一度聞いたのですが、新橋の計画は入れているのだけれども、それぞれの計画は見込んでいないという整理の仕方という理解でよかったですでしょうか。それをまず1つ確認させてください。

○事業者 例えば工事用車両の話だと思うのですが、まず、周辺の供用後の大規模開発で情報が公開されているものは見込んでおります。それは何かというと、新橋田村町の計画です。これはアセスメントで供用後の台数が公開されていますので、それを反映させています。あともう1つは、この北地区のⅡ期工事、後半の工事のときには中地区と南地区の供用が始まっています。ですので、中地区と南地区の供用後の台数を北地区のⅡ期工事のときの工事用車両の予測には反映しているということになっております。

○池本委員 ありがとうございます。なかなか複雑なのですが、そうすると、工事中はお互い見ていないという御説明だったと思います。単体で見たときに、大気とかはかなり建設機械の稼働の寄与率が高くて、環境基準も超えているというような結果が出ています。単体で見てもこれなので、ほかの事業も加わってくればかなりインパクトとして大きくなるのかなというのが想像できるのですけれども。あとは、ここの地区自体が恐らく居住されている方というのはほとんどいないとか、少ないような地域なので、どちらかという、生活環境の中よりは——住まわれている方がおられたら申し訳ないのですが——例えば新宿の件でもやったのですが、そこを通行されている方とか、結構歩行者の人数とかが多いと思うので、そういったような、北地区だとどうか分からないのですけれども、南地区ぐらいたとそういうところだと思いますので、保全対象としてはそういったところになってくる可能性もあるかなと感じました。そういった中で、実際作業を行われたコンサルの立場として、そういったところに重みづけをして今後対策を行っていかねばいけないのかと感じられているか、

そういった御見解をお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○事業者 例えば建設機械の大気汚染の話ですね。最大着地濃度を予測しております。建設機械の最大着地濃度のところでいいますと、北地区でいいますと、敷地境界の南側と敷地境界の東側になります。例えば91ページ。Ⅰ期工事でいいますと、このように計画地の東側に出ています。Ⅱ期工事に関しましては、例えば二酸化窒素の場合、計画地の南側に最大着地濃度が出ています。ここの部分を特に注意する方向で考えています。隣の街区に対しての最大着地濃度が出ている部分に関しましては、これは隣も工事を行いますので、ゼネコン間の調整かなと思っています。あと、問題なのは、歩道側に出ているところですね。北でいえば東側に出ているので、そこに関しましては、建設機械の配置ですね。予測のときには建設機械が動くので、等間隔で排出源を置いているのですけれども、実際は当然建設機械、具体的なものが何十台か置かれて稼働することによる大気汚染ですので、そこら辺の建設機械の配置あるいはどんな建設機械を置くのかということも含めて、それは施工者が決まった後に、最大着地濃度が出ている付近を重点的にゼネコン、施工者と調整するということになると思います。そこら辺につきましては、恐らく事後調査報告書の中に書いていくことになると思います。

○池本委員 ありがとうございます。最大着地、今見させていただいているコンター図を見ると、どちらかという、際立ってそこだけが高いというよりは、低い山というか、多分そんな感じになるかと思しますので、それは全体的にならしているからそうなっているのかなと感じます。なので、その辺りを工事計画の中でよく考えていく必要はあるのかなと思いました。

あとは、先ほど少し私が触れたのですが、保全対象は生活環境としての保全対象という観点で、住んでいる方の把握とかはどれくらいされているのかということも含めて、どのように捉えられているか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○事業者 この近くには、東側が線路、これが何十メートルの幅もある広い線路敷です。西側が日比谷公園です。日比谷公園の利用者等もありますけれども、ただ、この間にも数十メートルの日比谷通りがある状態です。あとは北側ですね。今回の場合、北側に劇場とホテルがございます。そちらのほうにつきましては、大気汚染というよりも、例えば騒音・振動ですね。ホテルは夜利用者が多いですから。劇場は昼間に利用者が多いですので、例えば騒音・振動につきましては、そういったところですね。劇場の利用者とか、ホテルの滞在者とかということも保全対象というか、そこは注意深く見ていかなければいけないのかなとは思って

おります。

○池本委員 ありがとうございます。

もう1点、工事車両の関係で、それぞれ中地区も南地区も併せて今見させていただいているのですが、中地区、南地区に比べて右折車両が多いように感じるのですけれども、これはやはりこういう形で行わざるを得ないということでしょうか。

○事業者 現時点での計画ですとそういった計画になりますけれども、例えば北側から入ってくる車も右折、東側も右折ということですね。当然、この右折に関しましては、歩行者と交錯する部分は当然注意して、交通整理員を常時つけるということになると思うので、安全性の確保はしていくと思うのですけれども、ここに関しましては、恐らくこれに近いような工所用車両のルートになるのではないかなとは思っておりますが、これも今後、施工者が具体的に決まって、どうなるかということに関しましては、今後の調整かなと思っております。当然、工事ルートが変わって、車両の走行経路等が変わって、予測台数が大きく変わるということであれば、それに関しましては変更届で対応していくということになりますので、そのときはよろしく願いいたします。

○池本委員 分かりやすく御説明いただいて、ありがとうございます。御存じのとおり、この正面の日比谷公園との間の道路はかなり交通量があると思いますので、恐らく渋滞とかの関係も気にしていかないといけないのかなというのは感じました。そういったところも含めて配慮できていったら、いい事業なのかなと感じました。ありがとうございます。

○宮越部会長 では、ほかに御意見、御質問等はございますか。日下委員がご発言されようとしていましたが、いかがでしょうか。

○日下委員 似たようなコメントだったことと、あと少し違うのは、こういうところで歩行者に対する大気汚染は、歩行者がずっとそこにいるわけではないので、そんなに大きな問題ではないと考えられる人もいると思うのですが、ただ、歩行者にとっても、大気汚染の濃度が高いということであると、やはり不安を感じたりするかもしれないので、その辺は考慮してほしいということ、寄与率も高いしということをおっしゃっていたのですが、同じようなことを言っても仕方がないので、それくらいにとどめておきます。

○宮越部会長 ありがとうございます。事業者、いかがでしょうか。

○事業者 過去に私も何件か経験していますけれども、歩行者を中心に大気汚染に関することを保全するというのは私も経験が少ないですけれども、当然、先ほど言いましたように、最大着地が3つの近くに出ているので、それは幾らか注意しなければいけないのかなとは考

えております。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

これまでに、主に「大気汚染」「騒音・振動」の観点から御意見を頂いていると思います。そのほか、選定項目としては「日影」「風環境」「景観」「電波障害」が挙げられていますが、これらについてもいかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、ほかに御発言がないようですので、この件の本日の審議は終わりたいと思います。

事業者の皆様、ありがとうございます。事業者の方は退室してください。

(事業者退室・事業者入室)

○宮越部会長 それでは、引き続き、次第3の「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(中地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

なお、審議の進め方ですが、先ほど御審議いただいた「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(北地区)」と同様といたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料3を御覧ください。資料3は「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(中地区)」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見をまとめたものになります。

意見書等の件数ですが、都民からの意見書が1件ございました。関係区長からの意見は、千代田区長、中央区長及び港区長の3件がございました。合計で4件の意見がございました。

まず、都民の意見を要約して御説明いたします。2のところです。(1)評価項目に関する意見のところでございます。

①日影。環境影響評価書案の日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況において、市政会館及び日比谷公会堂の記載がない。本計画による日影や景観変更等によって会館東側の採光や眺望はかなりの影響を被る。日比谷公園の日影時間は、春秋分日及び冬至日において増加すると予測されていて、当会館南側の建築物の影響で既に日照が相当制限されていることもあり、影響は小さいとは決して言えないという意見でございました。

②風環境。風の影響に特に配慮すべき施設の状況において、市政会館及び日比谷公会堂の記載がない。本計画による風の影響を被る関係にあり、市政会館の予測地点は領域Aから領域Bへ変化する予測値が出ている。事前の対策及び台風等の十分な風対策を講じることへの

意見でございました。

③景観。計画する建築物は現行のビルより高くなり、西に面する日比谷公園側に対して、建築物の圧迫感及び日影を考慮すれば、できるだけ東側に寄せることを検討すべきとの意見でした。圧迫感の変化の影響は決して小さくないとの意見です。

④その他。3 地区の建築物の日影の影響が複合し、日比谷公園全体について、日照の相当程度の減少が生じ、夏のヒートアイランド現象や、日比谷公園の植物の生態等に影響が生じれば、都心における貴重な緑地空間としての公園全体の質を劣化させ、会館の価値を低減させるものであり、環境影響を評価するには、3 地区一まとまりでの事業のもたらす影響を、日比谷公園という一つの緑地空間の全体に対するものも含めて、一体として評価すべきとの意見でございました。

次に、関係区長からの意見でございますが、千代田区長、中央区長及び港区長の3件の意見は、前述いたしました資料2「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(北地区)」環境影響評価書案に対する事業段階関係区長の意見と同じ内容のため、説明は割愛させていただきます。

環境影響評価書案に係る見解書において事業者の見解が記載されておりますので、詳細はそちらを御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から御質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、次に、事業者から各選定項目の予測・評価について御説明をお願いいたします。

○事業者 よろしくお願いたします。「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(中地区)」環境影響評価書案の概要について、評価書案本編を使い説明いたします。

中地区評価書案本編の1ページを御覧ください。事業者は、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、公共建物株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、三井不動産株式会社となります。

計画地の位置につきましては8ページを御覧ください。計画地は、図の中央、太線で囲った範囲で、東京都千代田区内幸町一丁目1番6号ほかの位置でございます。北地区の南側に位置する場所でございます。

次に10ページを御覧ください。計画地内には、現在、日比谷U-1ビル、NTT日比谷ビルな

どが建っております。

計画建築物の配置計画は 12 ページを御覧ください。計画地の西側には、計画建築物であるセントラルタワー、東側には 2 階レベルに大規模な広場を配置する計画でございます。

次に 13 ページを御覧ください。これは南側から見た断面図です。向かって左側が計画建築物です。セントラルタワーが計画地に向かって左側にあります。向かって右側が、2 階レベルの大規模な広場となります。計画建築物の最高高さは約 230m となります。計画建築物は、オフィス、宿泊施設を整備する予定でございます。

次に 15 ページを御覧ください。表 5.2-1 に計画建築物の概要を示してございます。区域面積は約 2.2ha、延床面積は 37 万 m<sup>2</sup>、駐車場台数は約 600 台を整備する計画でございます。

次に、駐車場の出入口と関連車両の走行経路は 17 ページを御覧ください。関連車両は計画地の西側から出入りする計画となっております。

次に 23 ページを御覧ください。工事は、解体・新築工事とその他工事が行われ、全体で 15 年を予定しております。本工事は令和 4 年度（2022 年度）から日比谷 U-1 ビル、NTT 日比谷ビルを解体し、計画建築物を建設する計画で、令和 11 年度（2029 年度）に新築工事を完了する予定です。その後も、その他工事として、設備の移設工事や残りの既設建築物の解体工事などを行う予定としており、慎重さを要する工事であるため、長期にわたって行う計画で、全体の工事完了は令和 19 年度（2037 年度）以降を予定しております。

次に、工事用車両の主な走行ルートにつきましては 27 ページを御覧ください。工事用車両は計画地西側から出入りする計画です。

続きまして、選定した環境影響評価項目について御説明いたします。40 ページを御覧ください。本事業の位置は特定の地域に該当いたしますので、特定の地域における事業となることから、御覧の表の評価項目から「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」の 6 項目を選定いたしました。

上から順に説明いたします。「大気汚染」につきましては、工事の施行中における建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度に関して予測・評価を行いました。2 つ目は、同じく工事の施行中における工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度に関して予測・評価を行っております。3 つ目は、工事の完了後における関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度に関して予測・評価を行っております。4 つ目は、工事の完了後における地下駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大



気中における濃度に関して予測・評価を行っております。5 つ目ですけれども、工事の完了後における熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度に関して予測・評価を行っております。以上が大気汚染の予測・評価の項目でございます。

「騒音・振動」につきましては、1 つ目は、工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、2 つ目は、同じく工事の施行中における工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関して予測・評価を行っております。

次に「日影」でございます。1 つ目は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度について、2 つ目は、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などにおける日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度に関して予測・評価を行っております。

次に、「電波障害」につきましては、計画建築物の設置によるテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害に関して予測・評価を行いました。

続きまして、「風環境」につきましては、平均風向、平均風速、最大風速などの突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度に関して予測・評価を行いました。

最後に「景観」です。1 つ目は、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、2 つ目は、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、3 つ目は、圧迫感の変化の程度について予測・評価を行いました。

なお、「史跡文化財」につきましては、計画地近傍に文化財が存在しないこと、千代田区立日比谷図書文化館文化財事務室により、計画地内は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないとの回答が得られたことから、環境影響評価の項目として選定しませんでした。工事の施行中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合には、関係機関と協議の上、適正に対応する予定でございます。

次に、選定した項目の環境に及ぼす影響の評価の結論について御説明いたします。ページを戻りまして3 ページでございます。

初めに、「大気汚染」についてでございます。

1 つ目は、建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度でございます。二酸化窒素濃度につきましては環境基準を上回り、建設機械の稼働に伴う寄与率は 51.4% です。また、浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を満たし、建設機械の稼働に伴う寄与率は 19.1% となりました。工事の実施に当たりましては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率

的な作業、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、影響の低減に努める予定でございます。以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいのですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考えております。

2 つ目は、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度です。二酸化窒素濃度につきましては環境基準を満たし、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1～0.3%です。また、浮遊粒子状物質の濃度も環境基準を満たし、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満となっております。

3 つ目は、関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度です。二酸化窒素の濃度については環境基準を満たし、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満～0.1%となっております。また、浮遊粒子状物質の濃度も環境基準を満たし、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満です。

次に、ページをめくっていただいて、4 ページを御覧ください。4 つ目は、駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度です。二酸化窒素濃度については環境基準を満たし、駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は 6.1%です。また、浮遊粒子状物質の濃度も環境基準を満たし、駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満です。

「大気汚染」の 5 つ目は、熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度です。二酸化窒素濃度は環境基準を満たし、熱源施設の稼働に伴う寄与率は 0.1%未満です。

次に「騒音・振動」でございます。

1 つ目は、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動でございます。建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、計画地敷地境界において、解体工事では最大 82dB、建設工事では最大 77dB であり、勧告基準を下回ります。また、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、計画地敷地境界において、解体工事では最大 69dB、建設工事では最大 68dB であり、勧告基準を下回っております。

2 つ目は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動です。工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは、昼間 63～67dB であり、環境基準を満たします。また、工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、昼間 29～40dB、夜間 27～36dB であり、規制基準値を下

回ります。

次に5ページを御覧ください。

「日影」については、計画地は都市計画法に基づく特定街区を計画していますので、日影規制の適用は除外されます。しかし、計画地の西側に日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、日影規制を評価の指標としたところ、日比谷公園に生じる日影は3時間未満であり、日影規制を満足する結果となっております。

次に、「電波障害」につきましては、計画建築物により、地上デジタル放送については遮蔽障害が、衛星放送についても遮蔽障害が生じると予測しますが、計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消するものと考えられます。

次に、「風環境」につきましては、計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、領域Aや領域Bでございます。計画建築物建設後は、適切な防風対策を行うことで、一部において建設前に比べて領域の変化が見られますが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域Cに収まっております。

最後に「景観」でございます。

1つ目は、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度でございます。主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園などであり、工事の完了後では、計画地内は高層建築物、計画地周辺は現況と同じですので、主要な景観の構成要素に大きな変化はないと予測されます。

2つ目は、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度です。近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観の形成が、中景域では周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では周辺の既存建築物または計画されている高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測されます。

3つ目は、圧迫感の変化の程度です。工事の完了後の計画建築物の形態率は12.1～17.8%であり、現況と比較して-23.0～9.7ポイント減少または増加しますが、計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測されます。

以上、簡単ではございますが、環境影響評価書案の概要につきまして御説明させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について、委員の方から御質問や御意見はございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いします。いかがでしょうか。

宗方委員、お願いいたします。

○宗方委員 御説明ありがとうございます。最後に出ている景観のところについてお伺いしたいのですが、先ほど来この3つの開発の連携の話などがありましたけれども、中街区と南街区は高さも同じで、イメージ図で見るとファサードデザインも今のところほとんど同じようなものなので、むしろこれはまとまったスカイラインができるというよりは、屏風みたいなものができてしまうという印象があるのです。ですから、通常この手のマッシブな建物を造るときには、ファサードを単に1枚の面にするのではなくて、様々な複雑な文様みたいな、幾つかのスカイラインが積層しているような、そういったデザインなどを工夫するなんていう例もちょくちょく見かけますけれども、今回この2つのプロジェクトで、それぞれ景観としての調和などを考えたデザインの調整などをする御予定があるのかといったことを教えてください。

○事業者 先ほど北地区のほうでも申し上げましたとおり、各地区間で調整会議というのがありますので、その中で、デザインの詳細につきましては、例えばファサードデザインとか、それ以外の細かいところ、低層部のデザインとか外構デザインとか、そこら辺につきましては今後、各地区の事業者間、そして、事業者だけではなくて、設計者も含めて調整していくこととなります。

○宗方委員 外部の方々に見せて御意見を伺うとか、そういったことなどはするのでしょうか。景観審議会的なものも物によってはあつたりしますが、そういったものは。

○事業者 この案件は景観条例の対象案件になってございますので、当然、景観の手続のほうで、審議会だったか部会だったか——私も詳しくないのですけれども——のほうで、何かしらの手続上の審査か審議か分かりませんが、東京都の景観条例の手続に乗った中で調整が図られると思います。

○宗方委員 ありがとうございます。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 先ほどの北地区の案件と全く同じなのですが、この中地区とこの次に説明される南地区の連携について、先ほども申し上げましたように、よろしくお願ひしたいというコ

メントです。

と申しますのは、先ほどの北地区は、時期を見ますと令和6年開始と書いていますが、中地区と南地区は令和4年ということで、ほぼ同時に始まる工程になっておりまして、かつ、工事騒音が最も大きくなる時期もほぼかぶさっていますので、互いの音がさらに合算されてということになり、規制値は超えない予測にはなっていますが、十分にそこら辺りを調整していただきたいというコメントです。

○事業者 ありがとうございます。

○宮越部会長 では、ほかに御意見、御質問等はございますか。

池本委員、お願いします。

○池本委員 廣江先生からもお話があったのですが、複数の事業を行う中で、この中で想像力を持っていかないといけないかなと思っております。全体計画を見ていくと、まずは中地区、南地区の解体から始まって、2年遅れで北地区のⅠ期が始まると。その北地区の出来上がりの中地区、南地区の出来上がりが、どうもスケジュール上ほぼ同じくらいの時期になるのかなと感じております。そういったところで、北地区はⅠ期、Ⅱ期というふうに分けて行っているところですが、中地区は一体でやられると思います。入口も西側から1本でずっと入り続けるということで、インパクトの継続性というのも考えなければいけないかなと思っております。そういったところの時間が北地区に比べて分散してインパクトが変わる可能性があるものがあまりないということで、配慮していかなければならないところも多いのかなと感じました。またコメントみたいになってしまうのですが、この辺りも事業者のほうでこのコメントを聞いて何か御発言があればお願いできたらと思います。

○事業者 御質問、御意見ありがとうございます。確かにこの予測で示したとおり、次が南地区ですけれども、中地区と南地区の工事のピークは比較的近いところにあるんですね。ですので、実際まだ施工者は選定されておられませんけれども、まずは工事の平準化というのが1つあります。ピークをどれだけ抑えられるかという話が1つですね。もう1つは、各建設機械なり工事用車両の運用の話ですよね、ひとつひとつの。アイドリングストップとか、そういうところを施工者に徹底させるということになっていくと思います。それは事業者側のほうでも意識を持ってもらっておりますので、ここのアセスの図書に書かれてある保全措置、宣言している保全措置についてはしっかり行っていくという認識でございます。

○池本委員 ありがとうございます。先ほど北地区でも聞かせていただいたのですが、今回は先ほどの新橋の田村町の事業は見えて、ほかの北地区、南地区は見えないという理解

でよろしいでしょうか。

○事業者 工事用車両について、新橋田村町の供用後の車両は見ております。北地区、南地区の工事用車両は見ていない状況になっております。

○池本委員 ありがとうございます。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

柳会長、お願いいたします。

○柳会長 1つ確認したいのですが、熱源計画についてですが、北地区は中地区と連動して熱源施設を造る、南地区は南地区だけで熱源施設を造るという、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○事業者 中地区のほうでDHCの熱源を造りまして、そこから南と北に提供するという形を予定しております。

○柳会長 そうですか。南地区の計画を見ると、南地区のほうで熱源としてはガスのコージェネは行わないような書きぶりなのですが、中地区は何を熱源として造られるのでしょうか。電気なのでしょうか。都市ガスを計画していると書いてはありますけれども。

○事業者 都市ガスを使用することになる予定でございます。

○柳会長 そうすると、東京都の条例でやっているエネルギーの有効利用計画制度はお使いになるのですよね。

○事業者 使う予定でございます。

○柳会長 ですね。それで、地域指定をしていただいて、地域エネルギーのマネジメントシステムか何かを導入される、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○事業者 基本的にはそう考えてもらっていいと思います。

○柳会長 そうしますと、例えばNOxの排出の大気への寄与度についての記述が、評価書案で若干触れてはいるのですが、あまり詳細に何も検討されていないような、僕の読み込みが悪いのでしょうかけれども、そのような感じを受けるのですが、その点は今後の図書の中で明確にされるか、それとも、条例に基づく制度の下での実績報告書や、提出しなければいけない年度の報告書でその点は明らかにしていくということなのでしょうか。

○事業者 事後調査報告書の中ではっきり記載していくというのが基本で考えておりますが、評価書の段階でどこまで書けるのかというのは、今後、事業者側と、あとは環境局とも相談しながら考えていきたいと思っております。

○柳会長 なるほど。分かりました。なかなか個々の比率を高めていくというのは必ずしも

簡単ではなくて、これまで東京都で地区指定されたところの実績報告書とかをよく拝見すると、過去データが不足しているのも、自動化してもうまく機能していないので、いつも改善計画をつくったりして提出しているという地域が多いので、その点を心配して、ちゃんとやっていただかなければいけないかなと思ひまして質問させていただいた次第です。

○事業者 承知いたしました。

○柳会長 私からは以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等がございますか。

本件においては、環境影響評価の選定項目として「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「風環境」「景観」「電波障害」が選定されていますが、幾つかについては御質問、御意見を頂いておりますが、ほか、これらを含めまして御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 事後調査のお話が何度か出てきていたので、イメージを共有させていただきたいのですが、今回3地区ある中で、同じような地点が事後調査の地点になるようなことも考えられるのかなと思ったのですが、そういったところのイメージというのは今持たれていませんでしょうか。

○事業者 同じ地点が事後調査の地点になるところもございますし、違うところもあります。地区によって違うところもありますし、同じ場所もあります。あとは、それぞれ、地点は同じでも時期がずれていくというのはあります。

○池本委員 分かりました。そうすると、事後調査として出された書類で見ても、同じ地点でも測定している日が違うとか期間が違うとか、そういう見方をしていくということですね。

○事業者 はい。

○池本委員 理解しました。ありがとうございます。

○宮越部会長 では、私からよろしいでしょうか。質問させていただきます。先ほどから委員の皆様からの御意見、御質問等でも、あと北地区のこととも関連しているのですけれども、3事業者間で情報共有とか調整をするということで、たしか連携会議という形でおっしゃっていたと思うのですけれども、その枠組みというのはこの評価書案の中で記載されていますか。

○事業者 評価書案の中で、連携会議という書き方ではないのですけれども、地区間で調整していきますということは大気汚染と騒音・振動のところの保全措置の中では書いています。

○宮越部会長 その御説明が、3 事業者間の連携とは——近隣という結構広いと思いますし、広いところで調整していただくのはもちろん大事だと思うのですが、特にこの 3 事業者間で連携いただくのはとても大事だと思うので、何かしら明記していただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。環境保全の措置として位置づけているので、特にその役割とか、その在り方とかもきちんと説明いただいたほうがいいと思います。いかがでしょうか。

○事業者 分かりました。どのような内容を書くか、あるいはどこに書くのかということも含めて、評価書に向けて調整していこうと思います。

○宮越部会長 ぜひお願いします。

ほかに御意見、御意見等ございますでしょうか。

では、ほかに御発言がないようですので、この件の本日の審議は終わりたいと思います。

事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は退室してください。

また、次の「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画 (南地区)」の事業者の方は入室してください。

(事業者退室・事業者入室)

○宮越部会長 それでは、引き続き、次第 4 の「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画 (南地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

なお、審議の進め方についてですが、先ほど御審議いただいた(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(北地区及び中地区)と同様といたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から説明させていただきます。資料 4 を御覧ください。資料 4 は、「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画 (南地区)」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見をまとめたものになります。

意見書の件数ですが、都民からの意見が 1 件ございました。関係区長からの意見は、千代田区長、中央区長及び港区長の 3 件がございました。合計で 4 件の意見がございました。

まず、都民からの意見でございますが、2 のところでございます。前述しました資料 3 「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画 (中地区)」環境影響評価書案に対する都民からの意見と内容はほぼ同じものがございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、関係区長の意見でございます。千代田区長、中央区長及び港区長の 3 件の意見でございますが、この意見につきましては、前述した資料 2 「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画 (北地区)」環境影響評価書案及び資料 3 「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画 (中地区)」環



環境影響評価書案に対する事業段階関係区長の意見と同じ内容のため、説明は割愛させていただきます。

環境影響評価書案に係る見解書においては事業者の見解が記載されておりますので、詳細はそちらを御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明について御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、次に事業者から各選定項目の予測・評価について説明をお願いいたします。

○事業者 「(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(南地区)」環境影響評価書案の概要について御説明させていただきます。評価書案の本編を使い説明いたします。

評価書案の1ページを御覧ください。事業者は、第一生命保険株式会社、中央日本土地建物株式会社、東京センチュリー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社です。

計画地の位置は6ページを御覧ください。計画地は図の中央、太線で囲った範囲で、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号ほかの位置です。中地区の南側に位置しております。

次に8ページを御覧ください。計画地内には、現在、みずほ銀行内幸町本部ビルなどが建っております。

計画建築物の配置計画は10ページを御覧ください。太線で囲った範囲が計画地です。計画内には、計画建物であるサウスタワーを、東側には南東広場を配置する計画といたしました。

次に11ページを御覧ください。これは南側から見た断面図です。計画建築物の最高高さは地上約230mです。計画建築物は、低層部に商業・宿泊施設などを、高層部にオフィスを整備します。

次に、13ページの下を表を御覧ください。表5.2-1に計画建築物の概要を示してございます。区域面積は約1.9ha、延床面積は約31万m<sup>2</sup>、駐車場台数は約500台を整備する計画です。

駐車場の出入口と関連車両の走行経路は15ページを御覧ください。関連車両は計画地の西側からの入庫と南側からの出入りを計画しております。

次に21ページを御覧ください。工事は解体・新築工事とその他工事が行われ、全体で15年を予定しております。解体・新築工事は、令和4年度(2022年度)から解体工事が始まり、

令和 10 年度（2028 年度）に新築工事は完了する予定です。その後も、その他工事として、設備の移設工事や残りの既設建築物の解体工事などを行う計画としており、慎重さを要する工事のため、長期にわたって行う計画で、全体の工事完了は令和 19 年度（2037 年度）以降を予定しております。

工事用車両の主な走行ルートは 25 ページを御覧ください。工事用車両は計画地南側と西側から出入りする計画です。

続きまして、選定した環境影響評価項目について御説明いたします。38 ページを御覧ください。本事業の位置は特定の地域に該当しますので、特定の地域における事業となることから、御覧の表の評価項目から「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」の 6 項目を選定いたしました。

「大気汚染」につきましては、1 つ目として、工事の施行中における建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度、2 つ目は、工事の施行中における工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度、3 つ目は、工事の完了後における関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度、4 つ目は、工事の完了後における地下駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度に関して、それぞれ予測・評価を行いました。

「騒音・振動」につきましては、1 つ目は、工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、2 つ目は、同じく工事の施行中における工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関して予測・評価を行いました。

次に「日影」でございます。1 つ目は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度に関して、2 つ目は、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などにおける日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度について予測・評価を行いました。

次に、「電波障害」につきましては、計画建築物の設置によるテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害に関して予測・評価を行いました。

続きまして、「風環境」については、平均風向、平均風速、最大風速などの突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度に関して予測・評価を行いました。

最後に「景観」でございます。1 つ目は、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度。2 つ目は、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程

度。3つ目は、圧迫感の変化の程度。この3つについて予測・評価を行いました。

なお、「史跡文化財」につきましては、計画地近傍に文化財が存在しないこと、千代田区立日比谷図書文化館文化財事務室より、計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地がないとの回答を得られたことから、環境影響評価の項目として選定しませんでした。しかし、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合には、関係機関と協議の上、適正に対応いたします。

次に、選定した項目の環境に及ぼす影響の評価の結論について御説明いたします。ページは戻りまして2ページを御覧ください。

初めに「大気汚染」についてです。

1つ目は、建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気における濃度でございます。二酸化窒素濃度については環境基準を上回り、建設機械の稼働に伴う寄与率は52.5%です。また、浮遊粒子状物質につきましては環境基準を満たし、建設機械の稼働に伴う寄与率は19.9%です。工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業や最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、影響の低減に努めます。以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考えます。

2つ目は、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気における濃度です。二酸化窒素濃度については環境基準を満たし、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1～0.3%です。また、浮遊粒子状物質濃度も環境基準を満たし、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満です。

3つ目は、関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気における濃度です。二酸化窒素濃度につきましては環境基準を満たし、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.1%です。また、浮遊粒子状物質濃度につきましても環境基準を満たし、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満です。

4つ目は、駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気における濃度です。二酸化窒素濃度につきましては環境基準を満たし、駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は2.4%です。また、浮遊粒子状物質の濃度も環境基準を満たし、駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.1%です。

次に3ページを御覧ください。「騒音・振動」についてです。

1つ目は、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動でございます。建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、計画地敷地境界において、解体工事では最大82dB、建設工事では最大78dBであり、勧告基準値を下回ります。また、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、計画地敷地境界において、解体工事では最大69dB、建設工事では最大68dBであり、勧告基準を下回ります。

2つ目は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動です。工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは昼間で63～67dBであり、環境基準を満たします。また、工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、昼間で29～40dB、夜間で27～36dBであり、規制基準を下回ります。

続いて「日影」でございます。計画地は都市計画法に基づく特定街区を計画しています。日影規制の適用は除外されます。しかし、計画地の西側に日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、日影規制を評価の指標としたところ、日比谷公園に生じる日影は3時間未満であり、日影規制を満足する結果となっております。

次に4ページを御覧ください。「電波障害」についてです。計画建築物により、地上デジタル放送については遮蔽障害が、衛星放送についても遮蔽障害が生じると予測しますが、計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられます。

次に「風環境」についてです。「風環境」については、計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、領域AやBでございます。計画建物建設後は、適切な防風対策を行うことで、一部において建設前に比べて領域の変化が見られますが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域Cに収まっています。

続きまして「景観」でございます。

1つ目は、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度でございます。主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園などであり、工事完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じですので、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測されます。

2つ目は、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度です。近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観の形成が、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格

のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画されている高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測されます。

「景観」の3つ目は、圧迫感の変化の程度です。工事完了後の計画建築物の形態率は11.9～35.3%であり、現況と比較して-18.3～15.3ポイント減少または増加しますが、計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測されます。

以上、簡単ではございますが、環境影響評価書案の概要について御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明について、委員の方から御質問や御意見はございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

柳会長、お願いいたします。

○柳会長 ちょっと確認したいのですが、先ほどは中地区の熱源施設について伺ったのですが、見解書のほうの説明書きですと、南地区においても熱源施設を設置する、地域冷暖房施設を設置するというふうに書いてあって、だから、南地区も独自に造るのかなと思って質問したら、中地区で造ったやつを、恐らく配管のネットワークをつくって南地区でも使うと。そうすると、南地区の熱源計画の中で、施設の稼働に伴って二酸化窒素の大気中の濃度の予測方式が資料編の79ページに書かれているのですが、これは何の熱源施設の予測式なのかが分からない。多分、北地区も、資料編を見ると、同じように中地区の予測方式をそのままコピペしたものが載っているのですが、これは一体どういうことなのかなと思って質問させていただいています。よろしくお願いいたします。

○事業者 DHCの熱源施設については、中地区のみの整備ということが正しいです。南地区のほうでも地域冷暖房についての記述がありますが、これは中地区のほうから供給を受けるということで、この地区で地域冷暖房を行っていきますということで地域冷暖房のことが書いてあるのですが、この書き方ですと確かに誤解を受けるので、消すか、もしくはその辺の書き方をしっかり分かるように修正したいと思います。

○柳会長 よろしくお願いいたします。北地区のほうでは、中地区からというふうに書いてあるので、その点は理解したのですが、ただ、それでも、北地区でも熱源の施設の稼働に伴って二酸化炭素の大気中の濃度の予測式を入れているというのはちょっとおかしいかなと思っているのです。要は、資料編をコピペしているというのは印象的にはよくないと思うので、それぞれの地区で独立しているところも多分予測、いろいろとあると思いますので、

整合的にちゃんと図書を作っていただかないと誤解を与えるかなと思いますので、その点は御注意していただいて、評価書のときにはそういうことも反映していただければと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○事業者 分かりました。ありがとうございます。修正いたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 項目には関係しないのですが、事業の理解という意味で2つほど教えていただきたいのですが、1つは、この南地区に関しては、内幸町駅との接続のような記載が9ページのところとかであります。実際、その接続、どんなところかなというところで、断面図を11ページで見ると、地下部は駐車場等になっていまして、どんな形でその辺り接続されるのかなというのがイメージできたらいいのかなと思ひまして、御説明いただけたらと思ひました。それが1点目です。

もう1つが、同じように施設の理解なのですけれども、13ページ目のところでは、「計画建築物の概要」として北地区、中地区と同様な記載の表があるのですが、この南地区だけが43階になっておりまして、北地区、中地区は46階になっていて、最高高さはそれぞれ一緒に、230mとなっています。この違いについて、読み込んでもなかなか分からなかったもので、その辺り説明いただけたらと思ひました。

○事業者 御質問ありがとうございます。

1つ目の質問ですけれども、内幸町駅との地下接続ですけれども、接続するということの計画はございますけれども、どんなふうに接続していくのか、詳細についてはこれからの検討ということになります。ですので、まだこの評価書案で示させていただいている断面図ぐらいの精度しかないというようなところがございます。そこら辺につきましても、実際、完成した後に、事後調査報告書で供用後の報告書として提出いたしますので、その段階になれば、どんな計画でいくのか、もしくはどんな整備をしたのかというところの報告はできると思ひます。これが1つ目の質問の回答でございます。

2つ目の、階数と高さについてですけれども、確かに中地区と北地区、230mということで高さは同じなのですけれども、別計画というところで、階高とかいろいろなものが違ってきております。その違いがございまして、片一方は43階、片一方はもう少し階数が多いというような計画になってございます。

○池本委員 ありがとうございます。最初のほうの御回答の、内幸町駅との接続に関しては、そうすると、まだ計画が何もないということで、多分、都営線との調整とかも必要だと思ひまして、そうなると、イメージとしては、霞ヶ関の駅が地下で似たようなビルと接続しているような雰囲気かなというふうに見ていたのですけれども、先行してそちらが動くということもなさそうかなという理解をしました。ということでよろしいでしょうか。

○事業者 周辺のほかの開発の状況をまだこちらのほうで正確に把握しているわけではございませんが、いずれにいたしましても、現時点では、そこをどうやってつなげていくのかということも含めて検討している最中だということでございます。

○池本委員 ありがとうございます。事後調査の段階でということなので、この後の環境影響評価書作成までにはその検討も進まないのかなという理解をしました。それで問題なければ、以上です。

○事業者 評価書提出が、順調にいけば来年提出予定でございますけれども、そこまでには新たに何か追加する記載とかは今のところは考えてございません。もちろん、その間に進捗があれば、事業計画のほうに追記するということは可能性としてはあります。

○池本委員 承知しました。ありがとうございます。

○宮越部会長 ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

本件では、選定項目として「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「風環境」「景観」「電波障害」が挙げられています。特にこれらの点について御質問、御意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、ほかに御発言がないようですので、この件の本日の審議は終わりたいと思います。事業者の皆様、ありがとうございます。事業者の方は退室してください。

(事業者退室)

○宮越部会長 では、最後に「その他」としまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、これをもちまして第二部会を終わります。皆様、どうもありがとうございます。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午後 4 時 28 分閉会)